第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）（平16国交令65・全改、平19国交令60・平20国交令76・令元国交令20・一部改正）

指定整備記録簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

制動力								制動灯			前部灯	警音等
前軸	前前輪	右	N	軸重	左右差	N	取付位置	右	左			感応・テスタ
		左	N	kg		N/kg		cm	cm	cm		デシベル
	前後輪	右	N	軸重	左右差	N					速度計の誤差	定常走行騒音
		左	N	kg		N/kg				km/h	+・−	感応・テスタ
後軸	後前輪	右	N	軸重	左右差	N	光軸	下	下		表示灯の誤れ	排気騒音
		左	N	kg		N/kg		cm	cm	km/h		感応・テスタ
	後後輪	右	N	軸重	左右差	N		左・右	左・右		速度表示灯の誤差	C　O
		左	N	kg		N/kg		cm	cm	km/h	+・−	%
計			N	車両重量		N/kg	光度	主×100	主×100		タイヤの状態	左　C
手動			N	kg		N/kg		cd	cd		良・否	0%・2%・特殊
走行テスト等の方法と結果								副×100	副×100		ホイド・タリップ	軸重・ホイド制動
								cd	cd		インジケート	感応・テスタ

○目視等による検査

構造	① 機関を上側	□
	② 燃料装置の漏洩有無	□
	③ 操作装置等	□
基準	① 原動機及び動力伝達装置	□
	② 走行装置	□
	③ 操縦装置	□
	④ 制動装置	□
	⑤ 緩衝装置	□
	⑥ 燃料装置及び電気装置	□
	⑦ 車体及び車枠	□
	⑧ 連結装置	□
	⑨ 乗車装置及び積荷装置等装置	□
	⑩ 排気ガスその他の発ガスス	□
	⑪ 騒音防止装置	□
	⑫ 排気管等の保安防止装置	□
	⑬ 灯火装置及び反射器	□
	⑭ 窓部装置	□
	⑮ 指示装置	□
	⑯ 視野を確保する装置	□
	⑰ 走行装置付その他の附属	□
	⑱ 防火装置	□
	⑲ 自動車検査及びその附属装置	□
	⑳ その他	□

○自動車検査証、型式指定通知書等通知書又は自動車検査証過去記録事項の記載事項との照合

自動車の種別		用途	自動車の形状		車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・特殊		自家用・事業用					人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	cm³ / kW	ガソリン・軽油 / LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年　月　日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（備考）

（依頼者の依頼事項）

初度登録年月又は初度検査年月
年　月
検査の年月日
年　月　日
自動車検査員の氏名
検査機械器具及び検査基準適合証の番号 / 検査機械器具及び検査基準適合証の交付
有・無
指示検査基準適合証の番号

（日本産業規格A列3番）

備考

(1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（保安検査基準適合証を交付した場合にあつては、保安自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
　a 車台番号
　b 自動車登録番号又は車両番号

(2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「左」の欄に記載すること。

(3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。

(4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあつては、制動力の計算単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。

(5) 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちの四、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。